

令和3年度
第1回宮城県環境審議会水質専門委員会議

議事録

令和3年12月9日（木曜日）
午前10時から11時30分まで
宮城県庁9階「第一会議室」

1 開 会（司会）

2 挨拶（環境対策課長）

3 議 題 及び報告事項（進行：江成 環境審議会水質専門委員（以下「江成委員」））

<江成委員>先ほどお話がありましたように須藤先生には永らく座長を務めあげていただいた。突然のことで代役をとのことであるが、座長の選任についての規定はなく県からの指名によって決めるということを伺い、ご指名であればやりますとのことでお引き受けした次第である。皆様のお力添えを頂きながら任務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくごお願い致します。それでは早速であるが議題に入る。事務局の方からご説明をお願いします。

議題 南三陸海岸流域および阿武隈川流域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

<事務局>資料1に沿って説明。

質疑

<江成委員>それでは、ただ今の事務局のご説明の内容につきましてご質問あるいはご意見がありましたらよろしくご願います。最後の水域タイプの判定の項目は、全国的に統一された項目ということでしょうか。

<事務局>4ページに示している項目については、国で示された項目である。

<江成委員>特にご意見、ご質問ないので、次をお願いします。

<事務局>資料2 「1. 水生生物保全環境基準の類型指定（案）1. 1 南三陸海岸流域」に沿って説明。

質疑

<江成委員>南三陸海岸流域についての類型指定（案）のご説明、そしてそれに至る考え方についてご説明をいただいた。ご質問、ご意見をよろしくご願います。

<西村委員>類型指定の案についてご説明していただいたことには全く異議はない。分けて議論されるとのことなので、少しコメントさせていただく。

資料2の2ページ表3の神山橋のLASの年間平均値が0.0054～0.0157（mg/L）であり、生物Aの類型を当てはめ、基準値0.03（mg/L）以下となり、年間平均値は適合しており、当てはめること、今後基準を達成することも特に問題はないものと思う。

一方で、資料3の3ページ下表の大川の神山橋の平成27年から令和1年までの最小から最大

の数字をみると、最小でもほぼ検出され、最大値でみると平成 29 年は 0.0480 (mg/L) という数字も出ている。最大値なのでこれを取り上げて問題視するというではないが、大川流域の説明では LAS の発生源となる事業所は流域には存在していないとのことであったにもかかわらず検出されている。さらに、今回類型指定をするということで生物 A を当てはめ 0.03 (mg/L) を当てはめるとなると、ほんの一時期ではあるが過去にもその数字を上回るような数字も検出されていることについて、少し注意をしていただく方が良いと思う。

どのように注意をするかであるが、出来れば発生源についてある程度調べていただき、対策が打てるのであれば対策を打っていただくのが良いと思う。発生源については全く分からないため推定で言い過ぎてはいけませんが、LAS は洗剤のため生活系でも事業系でも使用されるということで、例えば、使い方について気を付けることによってもかなり効果が上がる可能性がある。

今回類型指定の当てはめをすることはとても良いことであるが、その先に LAS は 0 (mg/L) に近い方が良いということは、水生生物の保全から言っても確かである。大変な労力やコストがかかるということをお願いするわけではないが、是非、あるべき姿を目指して可能な対策を考えていただければと思う。

<江成委員>平成 29 年度の最大値が基準値を超えている水質になっているということであるが、何か要因はあるのか。

<事務局>直接的な要因は把握していない。

<江成委員>令和元年度までのデータであるが、その後、特にそのような事例は出ていないということでしょうか。

<事務局>出ていない。

<江成委員>年間の測定値は 24 個くらいあるのか。12 個なのか。

<事務局>毎月 1 回、12 個ある。

<江成委員>12 個のうちの 1 個だけがこのくらいの値が出ているのか。高い値が何回かあったというわけではないのか。

<事務局>平均を見ていただければと思うが、一過性のものであると思う。

<木村委員>先ほどの LAS の件であるが、この大川に限らないが、下水道や合併浄化槽など浄水処理施設の普及状況はどのような状況なのか関心がある。LAS は事業所だけではなく、洗濯用の合成洗剤などにも含まれており、浄化などが十分にできない場合に、もしかすると排出する可能性もあるのかと思った。流域にどのように生活をしている方がどのくらいいるのかも分からないので、影響は分からないが、浄化施設の普及状況はいかがか。

<事務局>全体的に普及状況などの細かいところは把握していないが、下水道や浄化槽の設備は順次増やしていることは間違いないと思うが、何パーセントという数字までは今答えることはできない。

<木村委員>はい、分かりました。

<江成委員>浄化槽の普及状況というのは、県の方ではどのような具合に把握できているのか。例えば流域ごと、ここで言えば具体的に大川の流域でどのくらいの浄化槽の基数があるのかは把握できているのか。

<事務局>基本的に浄化槽は一般の家庭では市町村の単位であり、市町村で数は把握していると思うが、市町村も点でしか把握していないと思うので、大川流域でとまとめるのはなかなか大変な状況にはなってくるかと思う。気仙沼市であれば、気仙沼市全体の中で何パーセントというのは市町村に聞けば出てくると思うが、それを流域ごとにとというのは時間がかかり、なかなか作業が大変なのかと思う。

<江成委員>具体的にそのような数値は把握できていないということですね。下水の処理場は大川の流域に関わっているか。

<事務局>はい。大川は基本的に下水場が整備されており、大川の下流に下水処理場がある状況なので、流域のある程度の家庭は下水接続されていると考える。

<江成委員>下流ということだと、神山橋のあたりか。

<事務局>さらに下流、河口に近いところに下水処理場がある。

<江成委員>他にいかがでしょうか。関係の官庁からおいでいただいている八木さん、いかがでしょうか。

<八木委員>基本的な質問になってしまうかもしれないが、特別域の設定の仕方であるが、産卵場とか仔魚の生育場が確認はされているようであるが、こういったところについて、閾値のようなものはあるのか。こういった場合には指定するという条件はあるのか。

<事務局>水産資源保護法と同等であるが、流域全体にかかり広い範囲で、期間もそれなりの期間設定されているところであれば、特別域ということになるが、今回の情報は川の一部という点のような場所なので、そこだけを取って流域全体の特別域設定というのは難しいという判断をしている。

<八木委員>分かりました。ありがとうございます。

<江成委員>他にいかがでしょうか。それでは、大川流域については終わりました、次の水域にいきたいと思う。

<事務局>資料2 「1. 水生生物保全環境基準の類型指定（案）1. 2阿武隈川流域」に沿って説明。

質疑

<江成委員>阿武隈川流域の白石川、荒川、松川、斎川、七ヶ宿ダムの原案についてご説明を頂いた。ご質問、ご意見をお願いします。

<志賀委員>33ページの真ん中の魚介類の生息状況であるが、これまでと書きぶりが違っている。これまでだと生物 A、生物 B、色々と魚種が書いてあるが、ここだけはなぜか「ヒアリングによると」という書きぶりになっているが、その点の差異はあるのか教えていただきたい。

<事務局>41ページに出典一覧を載せており、今回は河川整備計画や環境調査報告書を参考にしていたが、斎川については資料としての情報がない。今回はヒアリングでしか情報を得られなかったため、このような書きぶりになった。資料としてはっきり書かれたものはなかった。いずれ

にしても、水温は年平均水温 15 度以下であり、冷水性の魚介類が生息できる環境であり、ヒアリングについても同等ということであったため、生物 A ということ指定案を書かせていただいている。

<江成委員>他にはいかがでしょうか。木村先生いかがでしょうか。

<木村委員>特に意見ございません。

<西村委員>質問というか、コメントである。資料 2 の 23 ページに白石川の図が示されており、その図上にアユ産卵場とある。この水生生物の環境基準の当てはめで、先程話題になった特別域の考え方がこちらへどのように整理すればよいかが出てくると思う。22 ページ特別域の設定の検討で最終的には「これらの点には今後留意していく必要がある」ということであり、今回は生物 A の類型を当てはめるが、今後留意していった結果、もしかしたら変更して特 A を当てはめられる可能性があるのかと、この文言を読ませていただいた。下の表の数値だけをみると、特 A を当てはめてもほぼ何も問題はなさそうで、それはそれでよいことだと思うが、先程国土交通省の八木様のご発言に対する答えのようなものが必要なのかなと思う。自分で答えるとしたらどうするのかと考えていてなかなか答えが出なかったが、漁協のヒアリング結果でアユの産卵場が見ついている、ありそうということが分かっている。また、小規模ながらアユの産卵床の造成場所もあるようで、積極的に産卵場として活用していくという考え方もあるようである。これらを踏まえると、漁協さんや地域の方々はこちらを非常に大切な産卵場だと考えているという風に見てもいいと思う。

一方、今回生物 A を当てはめるということは、特 A ではないということを示すような状況にもなりかねないので、私としては、ヒアリングの結果を踏まえて産卵場を図に示していただいたと思うが、これは「今後留意していく」という意味合いでは、調査をしたり、丁寧なデータを示した上で判断するのかと思っている。さらに、ルールというか制度的には、特 A を当てはめようとするには、アユは生物 A、生物 B に入らず、その他の生物の産卵場をどのようにとらえるのか、国の方でどのような考えでこのような分類にしたのか改めて疑問に思った。こちら辺りも整理しなければ、簡単に生物 A、特 A というようにならない気がする。

色々と調整、調査が必要だとも思うが、是非、今後留意していく中で、このような場合には特 A を当てはめていくというような、先程、閾値とおっしゃられたような明確な基準、考え方が整理されていて、その結果、特 A、生物 A でもよいが、そのような整理を是非、今後検討していただければと思う。

<江成委員>事務局いかがでしょうか。

<事務局>今回、特別域の決め方の明確な基準を設けていなかったもので、今後水生生物の産卵場や生育場に関わる時には、基準を明確にしていきたいと思う。

<江成委員>あわせて、ヒアリングをどのように位置づけるのかについても検討が必要かという気がする。

<西村委員>ヒアリングで地元の方から伺ったことについては、ある程度尊重していただかないと、何か県の方の感じが悪くなってはいけない。聞いたのに何もしない、というのはあまりどうかと思う。

<事務局>ヒアリングについても尊重し、意見をきちんと反映させていきたい。

<江成委員>八木さん、関連して河川での他の情報などはあるか。

<八木委員>これと趣旨は違うが、今、国の直轄管理区間では河川環境管理シートを作成しており、河川の左右岸を1キロピッチに区切り、環境を評価するという取組を行っている。その中で、保全すべき箇所、代表的な区間、産卵場といった特徴づけを行い、客観的な指標、定量的に評価していこうという取組を行っているところである。指定区間にまでその取り組みを広げていくかは分からないが、もし仮に産卵場の情報を定量的な評価を行っていく場合に、先程の閾値と申し上げたが、指標の一つになるのではないかと感じるところである。思いつきで申し上げているが、参考になれば幸いである。

<江成委員>他はいかがかでしょうか。木村先生いかがですか。

<木村委員>特に意見ございません。

<江成委員>環境省岩館さん、いかがかでしょうか。

<岩館委員>現行の河川で特別域に指定されているところを分かる範囲で教えていただきたい。

<事務局>他県ですと青森県の吾妻川、大畑川、山形県の最上小国川、長野県の野尻湖や岐阜県の飛騨川等がある。県内はない。

<岩館委員>わかりました。ありがとうございました。

<江成委員>他によろしければ、以上にしたいと思います。これが答申という形で環境審議会にいくことになるわけですね。

<事務局>スケジュールの話をしていなかったが、本日の水質専門委員会議の調査内容を来年1月の環境審議会に答申いただき、今年度の3月の告示を予定している。

<江成委員>これで県内の指定は完了になるのか。はい。ご苦労様でした。予定された議題は以上であるが、他に委員の皆様から何かあるか。それでは本日の水質専門委員会議を終わりにしたいと思います。

4 閉 会（司会）